

犬山市次世代自動車導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の要因である二酸化炭素の排出削減に寄与するため、次世代自動車の購入等をする者に対し予算の範囲内において交付する犬山市次世代自動車導入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 次世代自動車 別表第1に掲げる自動車をいう。
- (2) 新車登録 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する新車登録及び法第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「車検証」という。）の交付をいう。
- (3) 事業者 市内に本社、支店、営業所、工場、事業場又は店舗（以下「本社等」という。）を有している法人をいう。
- (4) 購入等 次世代自動車を購入し、又は次世代自動車の使用に係る3年以上の賃貸借契約を締結することをいう。

(補助対象自動車)

第2条の2 補助の対象となる自動車（以下、「補助対象自動車」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす次世代自動車とする。

- (1) 車検証に自家用と記載されていること。
- (2) 使用の本拠が市内であること。
- (3) 初めて新車登録（国外で運行の用に供された自動車であって、国内に輸入されたことにより受ける新車登録を除く。）を受けるものであること。
- (4) 第6条の申請（以下「申請」という。）をする者が事業者の場合にあっては、当該事業者が業務に使用する目的で購入等をしたものであること。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、補助対象自動車を自ら使用する目的で購入等をした者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次に掲げる要件を全て満たす個人

ア 新車登録をされた日において、市内に1年以上継続して居住していること。

イ 申請の日において、市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されていること。

ウ 申請に係る補助対象自動車の車検証に使用者として記載されていること。

エ 申請の日において、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の属する世帯の構成員（18歳未満の者を除く。）が納期限が到来している犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税（以下「市税」という。）及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税（以下「市税等」と総称する。）を完納していること。

(2) 次に掲げる要件を全て満たす事業者

ア 新車登録をされた日において、市内に1年以上継続して本社等があり、かつ、申請の日において市内で事業を行っていること。

イ 申請に係る補助対象自動車の車検証に使用者として記載されていること。

ウ 申請の日において、納期限が到来している市税を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団もしくは同条第2号に規定する暴力団員若しくは、同条例第2号に規定する暴力団員又は

これらと密接な関係を有する者は、補助金の交付対象としない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、申請に係る補助対象自動車の取得に要した費用のうち、車両の本体に係るもの（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 前項の補助対象経費に計上できる補助対象自動車は、一の年度につき、1台に限る。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

（交付の申請）

第6条 申請者は、申請に係る補助対象自動車が新車登録をされた日の属する年度の末日（3月1日から同月31日までに当該新車登録をされた場合にあっては、その翌年度の末日）までに犬山市次世代自動車導入補助金交付申請書兼請求書（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象自動車に係る車検証の写し
- (2) 補助対象自動車に係る自動車検査証記録事項（法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）を出力した書面の写し
- (3) 補助対象自動車の購入等に係る契約書等の写し
- (4) 同意書兼誓約書（様式第1の2）（申請者及びその属する世帯の構成員が署名し、又は記名押印したものに限る。）
- (5) 補助対象自動車を購入した場合にあっては、車両販売店が発行した補助対象自動車の購入に係る領収書等（当該補助対象自動車の取得に要した費用のうち、車両の本体に係る費用が確認できるものに限る。）の当該費用を支出したことを明らかにする書類の写し
- (6) 補助対象自動車の賃貸借契約を締結した場合にあっては、契約車両等の情報（様式第1の3）
- (7) 事業者にあつては、申請の日前1月以内に発行された事業者

に係る登記簿謄本（市内の住所が記載されない場合にあつては、併せて事業所等を市内に１年以上有することが確認できる書類）

- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第 7 条 市長は、申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じ調査を行い、適当と認めるときは犬山市次世代自動車導入補助金交付決定通知書（様式第 2）により、不適当と認めるときは犬山市次世代自動車導入補助金不交付決定通知書（様式第 3）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、同項の交付決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。
（交付の条件）

第 8 条 市長は、前条の交付決定をするに当たっては、補助金の交付の目的を達成するため、同条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 市長が、前条の交付決定に係る補助対象自動車（以下「対象自動車」という。）の使用状況及びその他の事項について確認及び検査等を求めたときは、これに協力すること。
(2) 市長が、補助金の交付の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めた時は、市長が指定する期日までに市長に提供すること。

（財産の処分制限）

第 9 条 交付決定者は、対象自動車の新車登録の日から３年以内に当該対象自動車を売却し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（交付決定の取消し）

第 10 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認

めるときは、第7条第1項の交付決定を取り消し、犬山市次世代自動車導入補助金交付取消通知書（様式第4）により、当該交付決定者に通知するものとする。

- (1) この要綱の規定に反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第11条 前条の場合において、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 （第 2 条関係）

区分	定義
電気自動車	4 輪以上の検査済自動車（車検証の交付を受けた法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。） で、その車検証に燃料の種類が電気と記載されているもの（内燃機関を併用しないものに限る。）
燃料電池自動車	4 輪以上の検査済自動車で、その車検証に燃料の種類が圧縮水素と記載されているもの

別表第 2 （第 5 条関係）

区分	補助金の額
電気自動車	5 0 , 0 0 0 円
燃料電池自動車	個人 1 0 0 , 0 0 0 円
	事業者 5 0 , 0 0 0 円